

豊見城市国民保護計画

【避難実施要領のパターン】

目 次

第1章	避難実施要領のパターンの概要	1
第2章	避難措置に係る基本的事項	2
第3章	避難実施要領のパターン	9
1.	上田小学校区避難実施要領のパターン	11
2.	長嶺小学校区避難実施要領のパターン	17
3.	座安小学校区避難実施要領のパターン	23
4.	豊見城小学校区避難実施要領のパターン	29
5.	伊良波小学校区避難実施要領のパターン	35
6.	とよみ小学校区避難実施要領のパターン	41
7.	豊崎小学校区避難実施要領のパターン	47
8.	ゆたか小学校区避難実施要領のパターン	53
第4章	避難実施要領作成の留意事項	59
資料編		65

平成27年12月

第1章 避難実施要領のパターンの概要

第1章 避難実施要領のパターンの概要

1 避難実施要領のパターン作成の目的等

国民保護法第61条において、市町村長は避難の指示があったときは避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものである。

この「避難実施要領のパターン（以降「本パターン」とする）」は、豊見城市国民保護計画に基づきあらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを示すとともに、住民の避難誘導において市がとるべき基本的な行動を定めるものである。

実際に国民保護事態が起きた場合には、その規模や避難方法、発生場所や時間等の条件も異なることが考えられることから、本パターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成することが重要であり、そのため、今後の状況の変化や関係機関による研究、訓練による検証結果等を踏まえ内容の見直しを行うものとする。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。

■ 国民保護法第61条で規定されている項目（避難実施要領の策定）

- ①避難の方法に関する事項
- ②避難住民の誘導に関する事項
- ③避難の実施に関し必要な事項

■ 市町村国民保護モデル計画（消防庁）において列挙している事項

- ①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ②避難先
- ③一時集合場所及び集合方法
- ④集合時間
- ⑤集合にあたっての留意事項
- ⑥避難の手段及び避難の経路
- ⑦職員の配置等
- ⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨要避難地域における残留者の確認
- ⑩避難誘導中の食料等の支援
- ⑪避難住民の携行品、服装
- ⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

2 避難実施要領のパターンの構成

本パターンは、以下の構成となる。

- 第1章 避難実施要領のパターンの概要
- 第2章 避難措置に係る基本的事項
- 第3章 避難実施要領のパターン
- 第4章 避難実施要領作成の留意事項

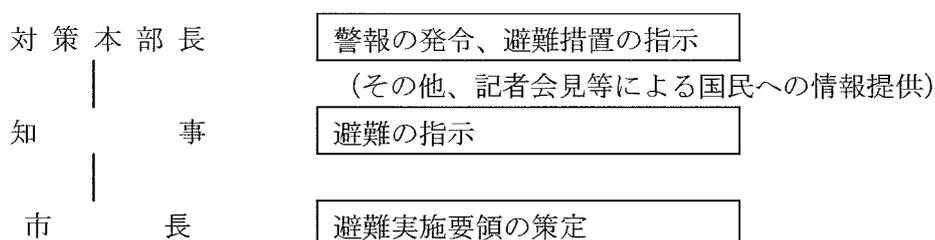
第2章 避難措置に係る基本的事項

第2章 避難措置に係る基本的事項

市は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行う事となる。そのために、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

1 避難住民の誘導までの流れ

避難の指示等の流れについては、概ね以下のとおり、国の対策本部長より「警報の発令、避難措置の指示」を県知事へ行い、それに基づき県知事が市長へ避難指示し、市長は迅速に避難実施要領の策定を行い、避難住民の誘導を行うものである。



2 想定される事態及び特徴

想定される事態及びその特徴については、以下の表のとおりである。

■ 国民保護計画において想定される事態及びその特徴

	類 型	主 な 特 徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 突発的に被害が生ずることも考えられるため、人口密集地域、橋りょう、トンネルなどに対する注意が必要。 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。
	弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

第2章 避難措置に係る基本的事項

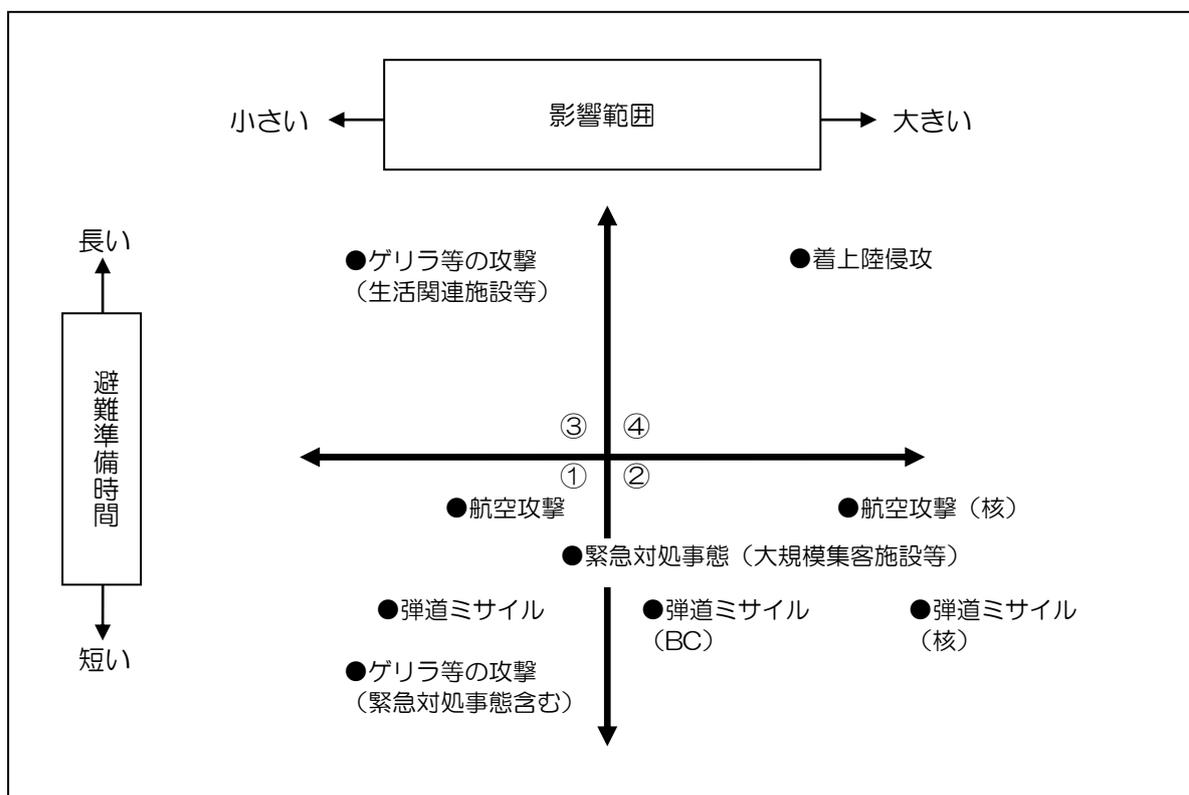
(つづき)

	類 型	主 な 特 徴
武力攻撃事態	航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも予想される。
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には、人的被害は多大なものとなる。
	交通機関を用いた攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。
	大量殺傷物質等による攻撃(放射性物質、生物剤、化学剤等)	<p>【放射性物質等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【生物剤による攻撃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 ・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。 <p>【化学剤による攻撃】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

第2章 避難措置に係る基本的事項

3 避難形態について

事態の種類、攻撃の影響範囲及び準備時間の有無による避難のパターンを整理すると、以下の図のような分類が可能である。



■避難の形態

避難の形態は、避難準備時間及び影響範囲より、「自宅及び近傍の建物への避難」及び「市内の避難場所及び施設へ避難」「市外への避難」の3種類が基本である。想定される事態と合わせて整理すると、以下のような避難形態が考えられる。

①突発的で影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する（屋内避難）。

ア ゲリラ等による攻撃

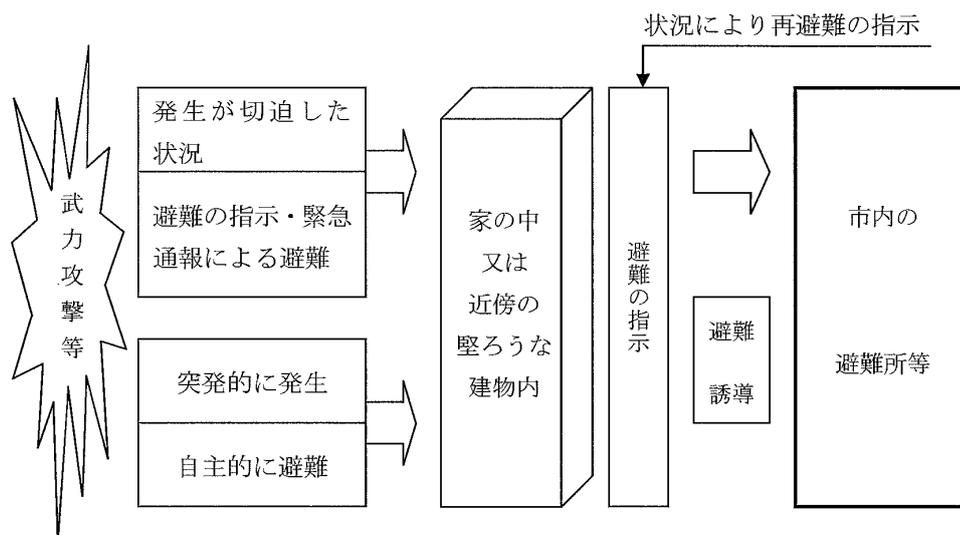
- ・ 攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
- ・ 状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要。

イ 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）

- ・ 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害を最小限にとどめる。
- ・ 当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅牢な施設内へ避難を指示
- ・ 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じた必要な措置を講じつつ他の安全な地域へ避難させる。

第2章 避難措置に係る基本的事項

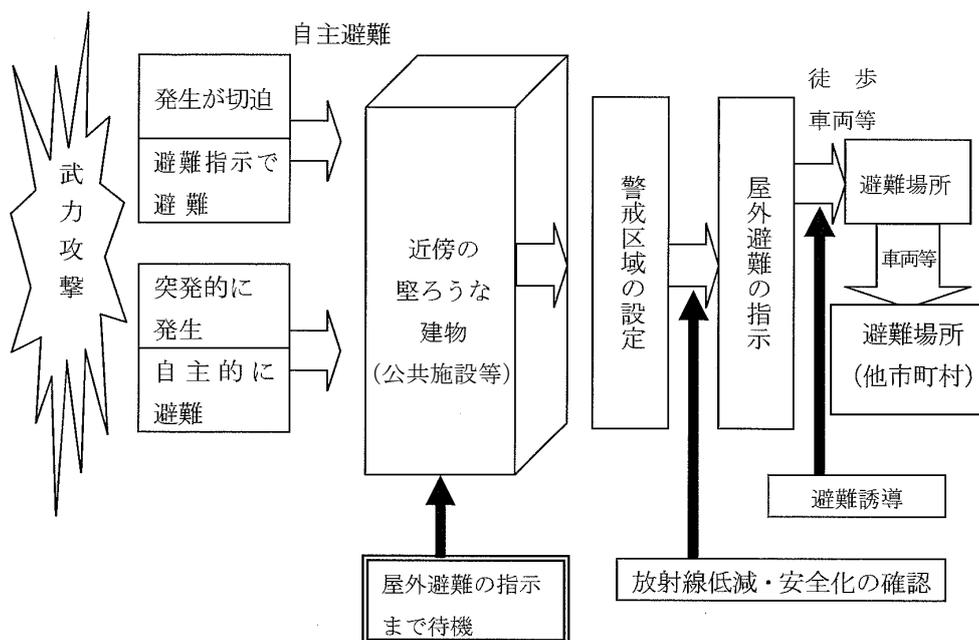
- ウ 航空攻撃
 - ・弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。
- エ 大規模集客施設への攻撃
 - ・施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する。
- オ 交通機関等を使用した攻撃
 - ・市中心部における突発的な攻撃の事態又は大規模集客施設に対する攻撃と同様の対処とする。



- ②突発的で影響範囲が大きい事態（弾道ミサイル（BC、核）、航空攻撃（核））
基本的な避難形態：直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待って広域的に避難（他市町村への避難）

- ア 弾道ミサイル攻撃（BC、核弾頭）
 - ・攻撃当初は、爆心地から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設に避難
 - ・一定時間後、BCや放射線の影響を受けない安全な地域に避難
 - ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響をうけるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する。
- イ 航空攻撃（核爆弾）
 - ・弾道ミサイルと同様の対処とする。

第2章 避難措置に係る基本的事項

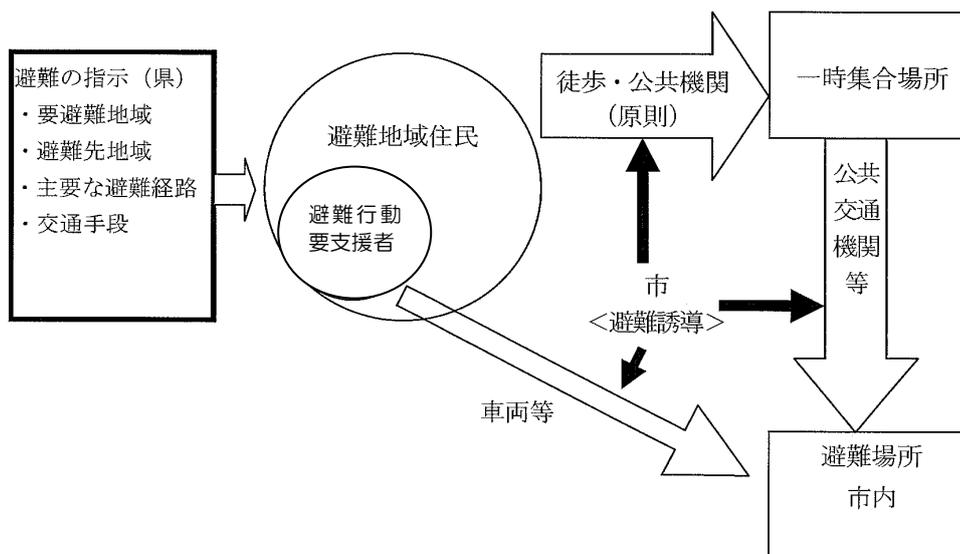


③ 時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：ゲリラ等に攻撃が局地的に予測された場合、市内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる。

ア ゲリラ等による生活関連施設への攻撃が予測される事態

- ・警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難させる。



※「公共交通機関等」とは、市が協力要請をするバス会社による輸送を想定

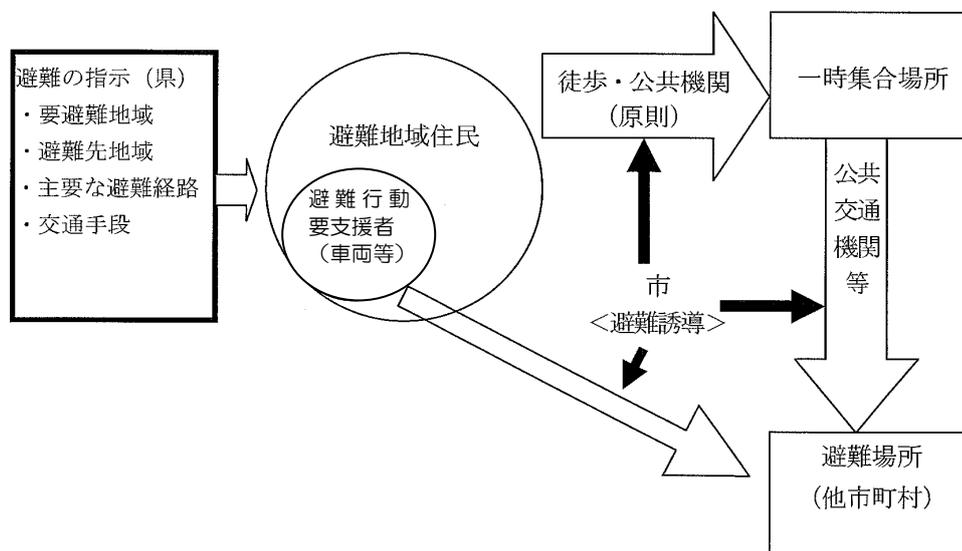
第2章 避難措置に係る基本的事項

④時間的余裕がありかつ影響が広範囲な事態

基本的な避難形態：計画的に市外へ広域的に避難

ア 着上陸侵攻

- ・時間的に余裕があり、かつ影響が広範囲になることが考えられることから、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させることから考えられる。
- ・事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市及び県の区域を越える避難も必要な事態も想定されることから、国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。
- ・このため、国の総合的な方針に基づき、避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めないものとする。



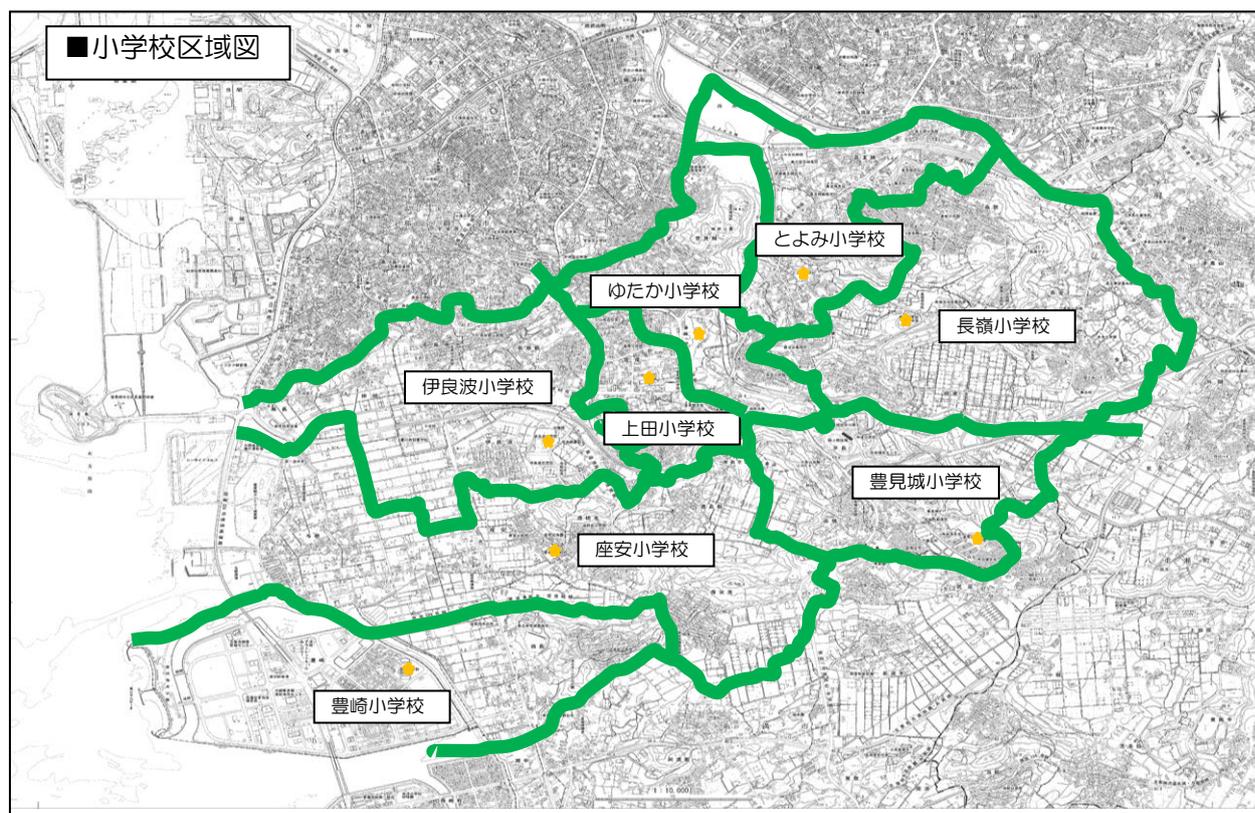
第2章 避難措置に係る基本的事項

4 避難実施要領のパターン作成を検討する地域区分について

本パターンにおいては、市域において避難施設として位置づけられている8つの小学校を基本とした小学校区で考えるものとする。

想定事態については、「2 想定される事態及び特徴」で整理した6事態（着上陸侵攻及び危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃は除く）について、各小学校区の状況を勘案し1事態ずつパターンを作成する。

事態が発生した場合には、それを基に避難地域にあてはめて避難実施要領を作成するものとする。



第3章 避難実施要領のパターン

第3章 避難実施要領のパターン

市は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行う事となる。そのために、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

1 基本パターンの様式

国民保護措置を行う事態が発生した場合においては、時間的な余裕がなく、混乱することも考えられることから、以下の基本パターンの項目について簡条書き等での実施要領の作成も念頭に入れておくものとする。

避難実施要領				
豊見城市長				
平成 年 月 日 時 分現在				
屋内避難 ・ 市内避難 ・ 市外避難				
1 警報の内容				
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)				
2 避難の指示				
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)				
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 1 号)				
要避難地域				
要避難者数				
うち避難行動要支援者数				
避難先地域				
一時避難所及び集合方法				
集合時間				
避難経路				
避難手段				
避難開始日時				
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)				
避難施設	名称			
	所在地			
	連絡先			
避難にあたっての留意事項				
追加情報の伝達方法				
5 避難住民の誘導に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 2 号)				
職員の配置場所				

第3章 避難実施要領のパターン

職員間の連絡方法	
避難行動要支援者の避難誘導方針	
残留者の確認方法	
6 緊急時の連絡先	
豊見城市 国民保護／緊急対処事態対策本部	TEL : FAX :

【避難の指示】

<p>避難の指示（一例）</p> <p style="text-align: right;">沖 縄 県 知 事 平成〇年〇月〇日〇時現在</p> <p>■ 本県においては、〇月〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。 要避難地域の住民は、次に掲げる避難方法に従って、避難されたい。</p> <p>■ 本県における住民の避難は次の方法により行うこととする。</p> <p>(1) 豊見城市〇〇小学校区（自治会単位等での呼びかけも含む）の住民は、市内の A 小学校区を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段及び避難経路 徒歩により、緊急に〇〇小学校区の避難所へ移動後、指示を待つ ・・・・・・・・・・以下省略・・・・・・・・・・ <p>(2) 豊見城市〇〇小学校区（自治会単位等での呼びかけも含む）の住民は、市内の B 小学校区を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること（〇〇時間を目途に避難を完了）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段及び避難経路 徒歩により、国道〇〇号（県道〇〇号線）によりバス（〇〇会社、〇〇台確保の予定） <p>※〇時から〇時まで国道〇〇号及び県道〇〇号線は交通規制（一般車両の通行禁止） ※豊見城市役所職員及び関係機関の誘導に従って避難する。 ※細部については、避難実施要領による。</p> <p style="text-align: center;">（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。</p>

第3章 避難実施要領のパターン

2 小学校区別の避難実施要領のパターン

【上田小学校区】 → 区域内の商業施設に爆発物が発見された場合

上田小学校区内にある商業施設において、爆破計画が判明したことにより、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

この事案が発生する日の午前中に、市内の別の地域で爆発物を積載した車両が爆発する事案が発生し、当該事案が緊急対処事態に認定され、豊見城市には既に緊急対処事態対策本部が設置されている状況との想定とする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
8月2日 10:00～	<ul style="list-style-type: none"> 市内の別の地域で爆発物を積載した車両が爆発 実行したテログループは犯行声明を発表、次の爆破を予告 	<ul style="list-style-type: none"> 爆発物で多数の死傷者が発生 (12:00) 豊見城市で発生した事案について、国が緊急対処事態に認定
16:00	<ul style="list-style-type: none"> テログループの拠点捜索により、20時に上田小学校区内の商業施設を爆破する計画が判明 	<ul style="list-style-type: none"> 国対策本部が避難措置の指示の検討開始 県対策本部が避難の指示の検討開始
16:05		<ul style="list-style-type: none"> 警察が上田小学校区内の商業施設及び周辺の捜索開始 消防が商業施設の半径300m圏内を含む区域を消防警戒区域に設定 市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始 市職員を現場へ派遣
16:25	<ul style="list-style-type: none"> 警察が商業施設内に駐車している車両から時限式の爆発物を発見 	
16:30		<ul style="list-style-type: none"> 市が緊急対処事態対策本部会議を開催（状況から午前中の事案と同様の爆発物である可能性が高く、付近住民の避難について検討）
16:35	<ul style="list-style-type: none"> 国から県に対し避難措置の指示 	
16:45	<ul style="list-style-type: none"> 県から避難の指示 	
17:00		<ul style="list-style-type: none"> 避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
17:30		<ul style="list-style-type: none"> 残留者への呼びかけ開始
19:00	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地域の住民等の避難完了 	

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（上田小学校区）

避難実施要領				
			豊見城市長 平成 年8月2日17時00分現在	
屋内避難		・	市内避難	
		・	市外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：豊見城市の上田小学校区内の商業施設の概ね半径300m圏内の地域				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	8月2日（金）16：00頃			
発生場所	上田小学校区内の商業施設（施設名：〇〇）			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	商業施設爆破計画が発覚。 計画によると、20時に爆破することとなっている。			
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが考えられることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要			
気象状況	天候：晴れ 気温：29℃ 風向：東 風速：2m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	字〇〇、字〇〇（商業施設より半径300m圏内）			
避難先と避難誘導方針	字〇〇、字〇〇の住民を徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	8月2日（金）17：00			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防：現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を消防警戒区域と設定 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	判明した爆破計画中には、大量殺傷物質等を用いる計画はふくまれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。			
地域の特性	地域の結びつきが強く、自治会単位での行動が期待できる。			
時期による特性	避難実施時は夕方夏休み期間中のため、学校等からの児童の避難は基本的に検討する必要はない。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	字〇〇	字〇〇		
避難施設名	上田小学校	ゆたか小学校		

第3章 避難実施要領のパターン

所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他留意事項				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-
6 避難手段				
輸送手段	バス ・ <u>徒歩</u> ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-		
	台数	-		
	輸送可能人数	-		
	連絡先	-		
輸送力の配分の考え方	-			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による輸送を行う。		
	その他（入院患者等）	-		
7 避難経路				
避難に使用する経路		県道7号線、11号線、68号線		
交通規制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	30人程度		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、商業施設から2か所の避難場所までの区間の交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	30人程度		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-
	輸送手段	-	-	-
	避難先	-	-	-
	集合時間	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇		字〇〇
	輸送手段	徒歩		徒歩
	避難経路	県道7号線を使用		県道11号線を使用

第3章 避難実施要領のパターン

	避難先	上田小学校		ゆたか小学校	
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他(誘導責任者等)	-	-	-	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。			
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市の保有車両を活用			
	避難経路	徒歩避難と同様の経路			
	避難先	上田小学校		ゆたか小学校	
	避難開始日時	8月2日(金) 17:15			
	避難完了予定日時	-			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先の学校前(2箇所)、主要な交差点(2箇所)				
人数	学校前:2×2名=4人、交差点:2×4名=8人 計12人				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職員(約10名:誘導にあたらぬ職員から割り当て)				
時期	8月2日(金) 17:30開始				
場所	字〇〇				
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時	8月2日(金) 19:00まで				
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法					
食事時期	-(徒歩避難時は提供せずに、避難施設にて提供)				
食事場所	上田小学校				
提供する食事の種類	備蓄食料等				
実施担当部署	-				
8-5 追加情報の伝達方法					
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等					
9 避難時の留意事項(主に住民)					
自宅から避難する場合の留意事項					
	基本事項				
	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。				
	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難				
	事態の特性				
	特になし(大量殺傷物質等が用いられている可能性が低い)				

第3章 避難実施要領のパターン

一時集合場所での対応		
		-
		-
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。</p>		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用</p> <p>伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等に FAX 等により送付。</p>	
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。	
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。	
12 緊急時の連絡先		
豊見城市	TEL：098-850-0024	
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX：098-850-5343	

上田小学校区：小学校区内の商業施設に爆
発物が発見された場合

【基本的な対応】

- ・危険が及び可能性のある住民は、上田小
学校及びゆたか小学校へ避難

ゆたか小学校

上田小学校

凡例

	小学校区
	小学校
	危険エリア
	想定避難経路

第3章 避難実施要領のパターン

【長嶺小学校区】 → 弾道ミサイルが区域周辺に着弾する可能性がある事態
(時間的余裕がない)

某国より弾道ミサイルが発射され(兆候含む)、長嶺小学校区周辺において、2時間後程度で着弾もしくは上空を通過するおそれがあることが判明したことにより、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
1月13日 10:00～	・某国より弾道ミサイルが発射の兆候を確認	・(10:10) 弾道ミサイル発射について、国が武力攻撃事態に認定 ・着弾が予想される本市を含む地域に対し警報を発令した。
10:15		・国対策本部が避難措置の指示の検討 ・県対策本部が避難の指示の検討
10:20		・市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 ・県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始
10:27	・国から県に対し避難措置の指示 ・県から避難の指示	
10:30		・市が武力攻撃事態対策本部会議を開催(着弾が予想される付近住民の避難について検討) ・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。
11:00		・残留者への呼びかけ開始
11:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（長嶺小学校区）

避難実施要領				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 屋内避難 </div> ・ 市内避難 ・ 市外避難			豊見城市長 平成 年 1月 13日 10時 30分現在	
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：豊見城市の長嶺小学校区周辺の地域を着弾もしくは通過する可能性				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	1月13日（水）10：00頃			
発生場所	弾頭ミサイルが長嶺小学校区へ着弾もしくは通過する可能性			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	弾頭ミサイルが長嶺小学校区へ着弾もしくは通過する可能性 2時間程度で着弾、上空を通過する可能性			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：15℃ 風向：西 風速：5m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	字〇〇、字〇〇（長嶺小学校区）			
避難先と避難誘導方針	字〇〇、字〇〇の住民を徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	1月13日（水）10：30			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による屋内避難の呼びかけ			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	弾頭には大量殺傷物質等を用いる計画は含まれているかわからないことから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	-			
時期による特性	特にない			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

第3章 避難実施要領のパターン

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	-	-	-	-	
所在地	-	-	-	-	
連絡先（電話等）	-	-	-	-	
連絡担当者	-	-	-	-	
その他留意事項	-	-	-	-	
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	避難行動要支援者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		-			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	自宅内及び近傍の堅牢な施設（公共施設等）			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。			

第3章 避難実施要領のパターン

避難行動要 支援者等の 避難方法	避難行動要 支援者への 支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて市の保有車両を活用（原則は自宅内）
	避難経路	-
	避難先	自宅及び近傍の堅牢な施設
	避難開始日 時	1月13日（水）10：30
	避難完了予 定日時	-
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	1月13日（水）11：00開始	
場所	字〇〇	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	1月13日（水）11：30まで	
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法		
食事時期	-	
食事場所	-	
提供する食事の 種類	-	
実施担当部署	-	
8-5 追加情報の伝達方法		
防災行政無線、広報車、携帯電話等		
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	大量殺傷物質等が用いられている可能性も含めて対応を検討するとともに、関係機関からの情報収集が必要。
一時集合場所での対応		
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
（心得・安全確保・服装等）		

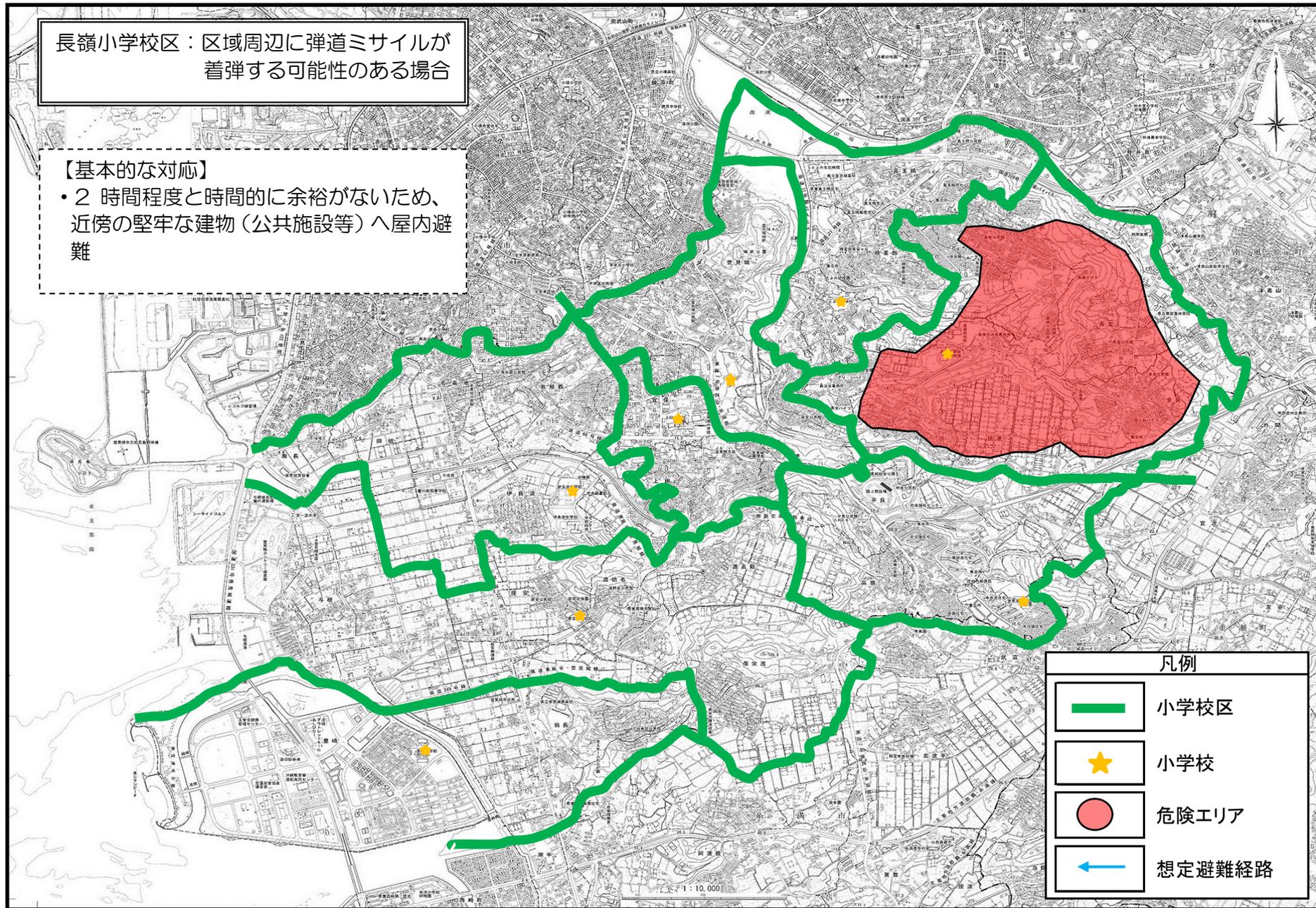
第3章 避難実施要領のパターン

職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。	
1 1 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段	防災計画で定められているとおりとする。
1 2 緊急時の連絡先	
豊見城市 国民保護／緊急処理事態対策本部	TEL : 098-850-0024 FAX : 098-850-5343

長嶺小学校区：区域周辺に弾道ミサイルが
着弾する可能性のある場合

【基本的な対応】

- ・2 時間程度と時間的に余裕がないため、
近隣の堅牢な建物（公共施設等）へ屋内避難



凡例



小学校区



小学校



危険エリア



想定避難経路

第3章 避難実施要領のパターン

【座安小学校区】 → 隣接市町村に着弾した弾道ミサイルに化学兵器が搭載されている事態

隣接市町村において着弾した弾道ミサイルに化学兵器が搭載されているとみられ、強い南風によって座安小学校区周辺をはじめとして拡散するおそれが高い。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
5月2日 17:00～	・隣接市町村で弾道ミサイルが着弾	・隣接市町村に着弾したミサイルで多数の死傷者が発生 ・(16:50) 隣接市町村で発生した事案について、国が武力攻撃事態に認定
17:10	・着弾した弾頭に化学剤使用の可能性が高いことが判明	・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始
17:30		・消防が検知器等で化学剤の特定作業を行うとともに、座安小学校区域へ通行規制が敷かれた。 ・警察はコールドゾーンにおいて通行規制 ・市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 ・県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始
17:45		・市が緊急対処事態対策本部会議を開催（付近住民の避難について検討）
18:00	・国から県に対し避難措置の指示	
18:10	・県から避難の指示	
18:30		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及びその他通信手段を活用して住民避難実施要領の内容の伝達を実施（屋内避難）
19:30		・残留者への呼びかけ開始
21:00		・県及び関係機関と調整のうえ、より安全で影響の少ない場所への避難を指示
22:00		・残留者への呼びかけ開始
00:00	・要避難地域の住民等の避難完了	

※コールドゾーン：危険物やその汚染から隔離された区域

※ウォームゾーン：危険物は存在しないが、これに汚染された人または物が存在する区域

※ホットゾーン：環境に危険物が存在する区域

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（座安小学校区）

避難実施要領	
豊見城市長 平成 年5月2日 18時30分現在	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">屋内避難</div> ・ <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">市内避難</div> ・ <div style="text-align: center;">市外避難</div> </div>	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
避難地域：座安小学校区（着弾した隣接市町村に近い南側の字〇〇、字〇〇）	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	5月2日（金）17：00頃
発生場所	隣接市町村
実行の主体	-
事案の概要と被害状況	隣接市町村に着弾した弾道ミサイルに化学剤が使用されている可能性が高いことが判明し、座安小学校区内にも拡散することが想定される。
今後の予測・影響と措置	時間に余裕がないため、直ちに屋内への避難を促すとともに、安全が確認されるまで、室内にとどまるよう周知する。 また、専門的知識が必要なため、関係機関との連携が必要。
気象状況	天候：曇り 気温：23℃ 風向：南 風速：10m/s
2-2 避難住民の誘導概要	
要避難地域	字〇〇、字〇〇（座安小学校区）
避難先と避難誘導方針	屋内避難の後、字〇〇、字〇〇の住民をより安全な避難地域外へバス等で避難させる。
避難開始日時	5月2日（金）21：00
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	消防：化学剤対策可能な消防職員の配置し、化学剤の特定及び住民の救護等を実施 警察：化学剤対策可能な警官の配置し、本地区の警備及び住民の避難誘導を行う。 自衛隊：本地区の警備及び住民の避難誘導を行う。 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 （除染の必要性等）	化学剤が拡散する可能性が高いことから、迅速に室内への避難が必要であり、換気扇をとめるのをはじめ、窓にテープで目張りするなどの措置を促す。 避難地域からの避難に際しては、風下に向かって垂直方向へ避難を基本とする。 専門的な対応について関係機関との調整が必要である。
地域の特性	-
時期による特性	避難実施時は夕方であるため、道路の混雑なども想定されることから、通行規制なども行う必要がある。

第3章 避難実施要領のパターン

4 避難者数 (単位:人)				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	字平良	字高嶺		
避難施設名	社会福祉センター	豊見城小学校		
所在地				
収容可能人数 (人)				
連絡先 (電話等)				
連絡担当者				
その他留意事項				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	〇〇共同利用施設	〇〇構造改善センター	-	-
所在地			-	-
連絡先 (電話等)			-	-
連絡担当者			-	-
その他留意事項			-	-
6 避難手段				
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他 ()			
輸送手段の詳細	種類 (車種等)	スーパーハイデッカー、大型ハイデッカー等		
	台数	〇〇台 (避難地区の人口に応じて)		
	輸送可能人数	1台あたり約50人		
	連絡先	協定締結バス会社		
輸送力の配分の考え方	各一時避難場所に集合し、3台を1班として班編成を行い輸送を行う。			
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両による輸送を行う。		
	その他 (入院患者等)	-		
7 避難経路				
避難に使用する経路		市道22号線、24号線、27号線、40号線、県道7号線		
交通規制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要な避難経路のうち、市道から県道までの区間の交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	豊見城警察署、自衛隊		
	規制にあたる人数	〇〇人程度		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				

第3章 避難実施要領のパターン

8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇	字〇〇	-	-
	輸送手段	徒歩	徒歩	-	-
	避難先	〇〇共同利用施設	〇〇構造改善センター	-	-
	集合時間	21:30	21:30	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇		字〇〇	
	輸送手段	バス		バス	
	避難経路	一時集合場所前の市道～県道7号線		一時集合場所前の市道～県道7号線	
	避難先	社会福祉センター		豊見城小学校	
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。			
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市の保有車両を活用			
	避難経路	バスでの避難と同様の経路			
	避難先	社会福祉センター	豊見城小学校		
	避難開始日時	5月2日（金）21:00			
	避難完了予定日時	-			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	一時避難場所（2箇所）、避難先の施設前（2箇所）				
人数	一時避難場所：2×3名=6人、施設前：2×2名=4人 計10人				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）				
時期	5月2日（金）22:00開始				
場所	字〇〇、字〇〇、				
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時	5月2日（金）23:00まで				
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法					
食事時期	（必要に応じて避難施設にて提供）				
食事場所	社会福祉センター、豊見城小学校				

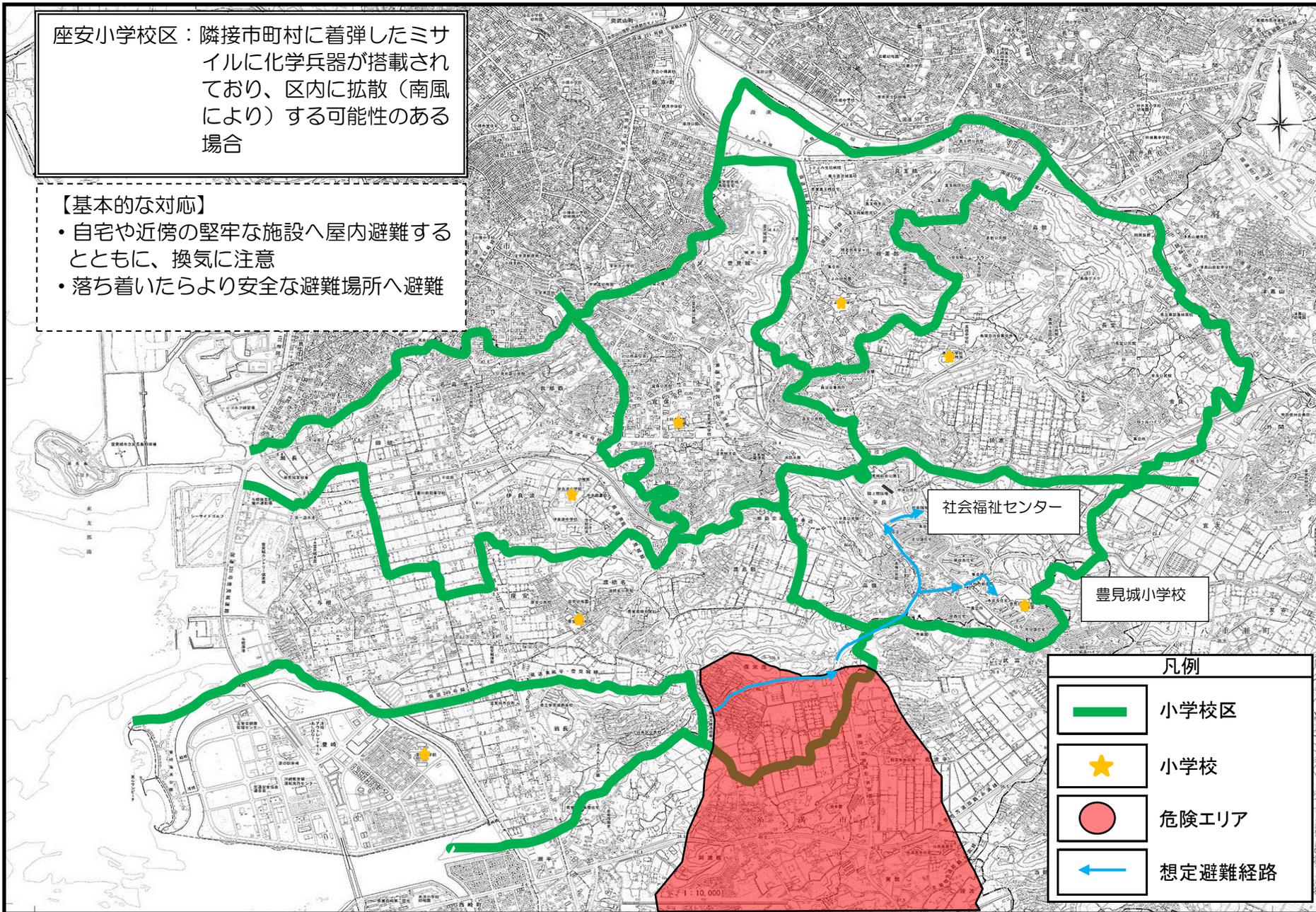
第3章 避難実施要領のパターン

提供する食事の種類	備蓄食料等
実施担当部署	-
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。 隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って一時避難場所まで避難
事態の特性	化学剤も種類が多岐にわたることから、専門的に知識が必要であり、専門的知識を有する関係機関との調整が重要。
一時集合場所での対応	字の人口に対する、避難人員数（バス乗車数）の把握。 冷静な行動を促すようにすることが重要。
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等にFAX等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
豊見城市 国民保護／緊急対処事態対策本部	TEL：098-850-0024 FAX：098-850-5343

座安小学校区：隣接市町村に着弾したミサイルに化学兵器が搭載されており、区内に拡散（南風により）する可能性のある場合

【基本的な対応】

- 自宅や近傍の堅牢な施設へ屋内避難するとともに、換気に注意
- 落ち着いたらより安全な避難場所へ避難



凡例	
	小学校区
	小学校
	危険エリア
	想定避難経路

第3章 避難実施要領のパターン

【豊見城小学校区】 → 爆弾テロにより、豊見城 IC が破壊された事態

テロ組織により隣接市町村及び周辺地域で同時多発テロが発生し、本市においても豊見城 IC が破壊され、死傷者がでていた模様。周辺地域における死傷者の救護及び二次被害を避けるため、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■ 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
10月2日 12:00～	<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村及び周辺地域の大規模集客施設及び交通機関に対する同時多発テロが発生 本市区域内においても豊見城 IC が破壊されており、死傷者がでていた。 	<ul style="list-style-type: none"> (12:30) 隣接市町村を含め同時多発テロの事案について、国が緊急処理事態に認定
12:30		<ul style="list-style-type: none"> 国対策本部が避難措置の指示の検討開始 県対策本部が避難の指示の検討開始
12:45		<ul style="list-style-type: none"> 警察が豊見城 IC への交通規制 消防が死傷者の救護にあたる。 市においても状況を把握、二次被害を防ぐため、住民の避難について検討・調整開始 県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始 市職員を現場へ派遣
13:00		<ul style="list-style-type: none"> 市が緊急処理事態対策本部会議を開催（死傷者の把握、二次被害を防ぐため付近住民の避難、自衛隊の派遣要請について検討）
13:30	<ul style="list-style-type: none"> 国から県に対し避難措置の指示 	
13:40	<ul style="list-style-type: none"> 県から避難の指示 	
14:00		<ul style="list-style-type: none"> 避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
15:00		<ul style="list-style-type: none"> 残留者への呼びかけ開始
16:00	<ul style="list-style-type: none"> 要避難地域の住民等の避難完了 	

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（豊見城小学校区）

避難実施要領				
			豊見城市長 平成 年 10月 2日 14時 00分現在	
屋内避難		・ 市内避難 ・	市外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：豊見城小学校区の豊見城 IC 周辺地域（字〇〇）				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	10月2日（金）12：00頃			
発生場所	豊見城 IC			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	隣接市町村及びその周辺地域において同時多発テロが発生し、本市においても豊見城 IC が破壊され、多数の死傷者が出ている模様。			
今後の予測・影響と措置	二次被害を防ぐことから、安全が確認される半日から1日程度避難施設にとどまることも考慮することが必要			
気象状況	天候：雨 気温：22℃ 風向：西 風速：3m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	字〇〇、字〇〇（橋梁崩壊等の危険が及ぶ可能性のある範囲）			
避難先と避難誘導方針	字〇〇、字〇〇の住民を徒歩等で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	10月2日（金）14：00			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：豊見城 IC 及びアクセス道路の交通規制を実施 消防：死傷者の救護、搬送、周辺の二次被害の警戒 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：道路管理者			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	市内及び周辺地域の大規模集客施設や交通機関における同時爆破テロであり、二次被害を防ぐとともに、引き続きテロへの警戒が必要である。			
地域の特性				
時期による特性	避難実施時は授業時間のため、児童は基本的に学校に留まるなどの調整が必要となる。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	字高嶺			

第3章 避難実施要領のパターン

避難施設名	豊見城小学校				
所在地					
収容可能人数（人）					
連絡先（電話等）					
連絡担当者					
その他留意事項					
5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	県営豊見城 団地	-	-	-	
所在地		-	-	-	
連絡先（電話等）		-	-	-	
連絡担当者		-	-	-	
その他留意事項	徒歩での避難が難しい場合	-	-	-	
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	スーパーハイデッカー、大型ハイデッカー等			
	台数	〇〇台（避難地区の人口に応じて）			
	輸送可能人数	1台あたり約50人			
	連絡先	協定締結バス会社			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路	市道40号線、47号線、48号線				
交通規制	実施者の確認	豊見城警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）			
	規制場所	豊見城 IC 及びアクセスする道路入口における交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	豊見城警察署			
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区	字〇〇				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	字及び班	-	-	-
	輸送手段	徒歩	-	-	-
	避難先	県営豊見城団地	-	-	-
	集合時間	14:30	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-

第3章 避難実施要領のパターン

避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇	字〇〇
	輸送手段	徒歩	バス
	避難経路	市道 40 号線、47 号線、48 号線	
	避難先	豊見城小学校	
	避難完了予定日時		
	その他（誘導責任者等）	-	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。	
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施	
	輸送手段	市の保有車両等を活用	
	避難経路	徒歩避難、バス避難と同様の経路	
	避難先	豊見城小学校（必要に応じて、社会福祉センター等を検討）	
	避難開始日時	10月2日（金）14：00	
	避難完了予定日時	-	
8-2 職員の配置方法			
配置場所	一時避難場（2箇所）、避難先の学校前（1箇所）、主要な交差点（2箇所）		
人数	一時避難場所：1×3名=3人、学校前：2×2名=4人、 交差点：2×2名=4人 計11人		
現地調整所	連絡要員を2名配置		
8-3 残留者の確認方法			
確認者	市職員・消防・警察職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）		
時期	10月2日（金）15：00開始		
場所	字〇〇		
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう求める。		
終了予定日時	10月2日（金）16：00まで		
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法			
食事時期	（避難施設にて提供）		
食事場所	豊見城小学校		
提供する食事の種類	備蓄食料等		
実施担当部署	-		
8-5 追加情報の伝達方法			
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等			
9 避難時の留意事項（主に住民）			
自宅から避難する場合の留意事項			
基本事項			
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。			

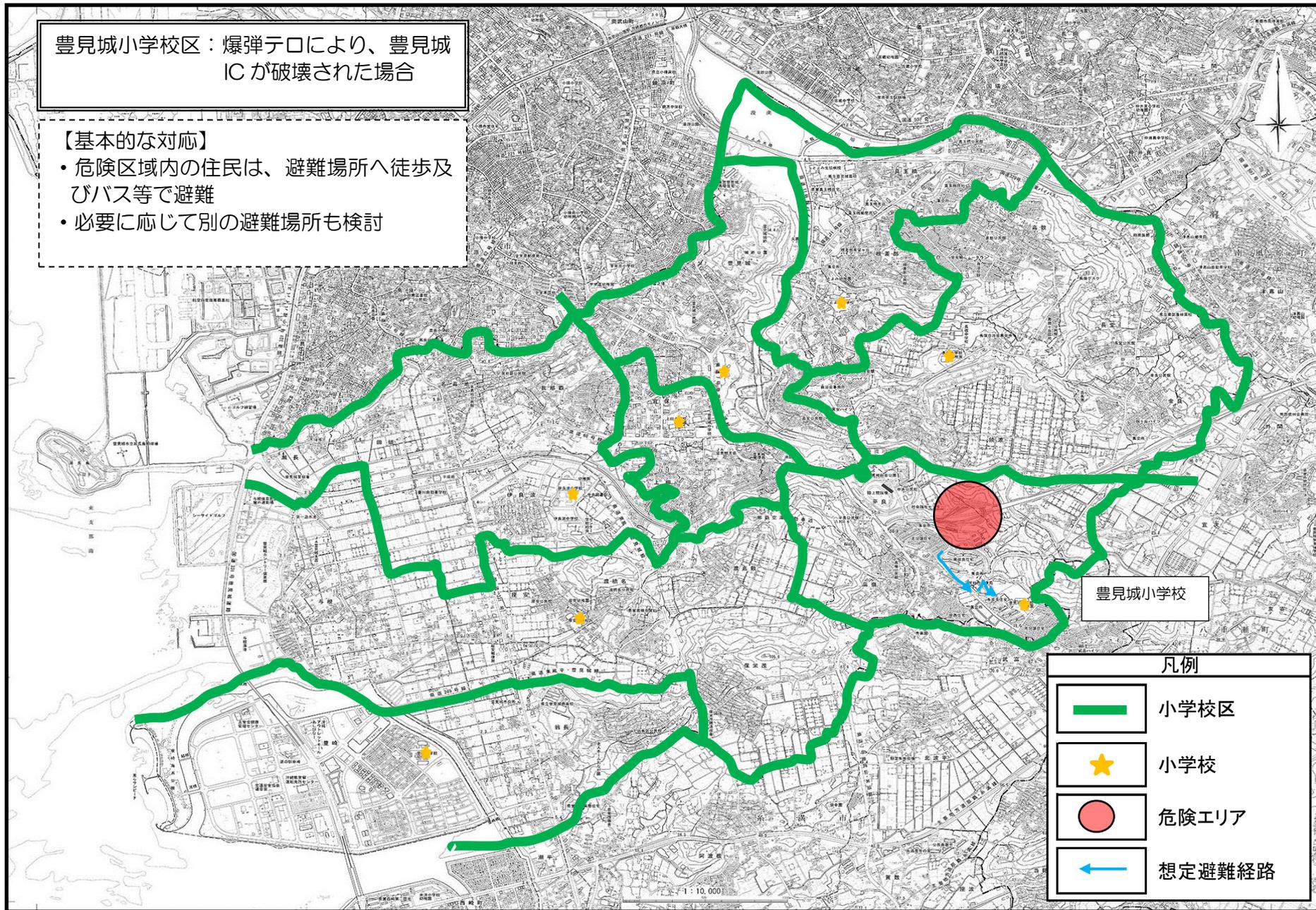
第3章 避難実施要領のパターン

	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難
	事態の特性
	大量殺傷物質等が用いられている可能性はないものの、再度爆破テロが起きないか警戒が必要。
	橋梁部分の崩壊などの二次被害の危険がある。
	一時集合場所での対応
	字の人口に対する、避難人員数（バス乗車数）の把握。
	冷静な行動を促すようにすることが重要。
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長、当に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
豊見城市 国民保護／緊急対処事態対策本部	TEL：098-850-0024 FAX：098-850-5343

豊見城小学校区：爆弾テロにより、豊見城ICが破壊された場合

【基本的な対応】

- 危険区域内の住民は、避難場所へ徒歩及びバス等で避難
- 必要に応じて別の避難場所も検討



豊見城小学校

凡例	
	小学校区
	小学校
	危険エリア
	想定避難経路

第3章 避難実施要領のパターン

【伊良波小学校区】 → 武装勢力等の侵攻により、区域内の商業施設及び交通機関が攻撃対象となった場合

ゲリラ、武装勢力の侵攻により、隣接市町村及び本市の伊良波小学校区内にある商業施設・交通機関等が攻撃対象として指摘されたことから、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
12月2日 7:00～	・ゲリラ、武装勢力の侵攻により、伊良波小学校区内にある商業施設等が攻撃対象として予告されている。	・国及び県を通じ、市内の施設が攻撃対象として予告されている内容を確認
8:00		・緊急事態連絡室を設置し、今後の必要な措置について検討を行う。 ・攻撃対象として予告されている事案について、国が武力攻撃事態に認定
8:30		・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始
9:00		・警察及び消防が伊良波小学校区内の商業施設及び交通機関周辺の警戒 ・市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 ・県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始 ・市職員を現場へ派遣
9:30		・市が緊急処理事態対策本部会議を開催（付近住民の避難について、市全域への影響の可能性、自衛隊の派遣要請などの想定について検討）
10:00	・国から県に対し避難措置の指示	
10:15	・県から避難の指示	
10:35		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
11:30		・残留者への呼びかけ開始
15:00	・要避難地域の住民等の避難完了	

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（伊良波小学校区）

避難実施要領				
			豊見城市長 平成 年 12月 2日 10時 35分現在	
屋内避難		・	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">市内避難</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">市外避難</div> </div>	
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：伊良波小学校区内の商業施設及び交通機関周辺の地区（字〇〇、字〇〇）				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	12月2日（火）7：00頃			
発生場所	-（犯行予告のみ）			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	ゲリラ、武装勢力により、商業施設及び交通機関が攻撃対象となっていることが予告された。			
今後の予測・影響と措置	犯行時刻が特定することが難しいため、対応に時間を要することが考えられることから、1日～数日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要			
気象状況	天候：晴れのち曇り 気温：29℃ 風向：西 風速：6m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	字〇〇、字〇〇（商業施設及び交通機関周辺地区）			
避難先と避難誘導方針	字〇〇、字〇〇の住民を徒歩及びバス等で避難地域外へ避難させる（必要に応じて市外への避難も検討）。			
避難開始日時	12月2日（火）10：35			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：攻撃対象と予告されている周辺における警戒活動、必要に応じてアクセスする道路の交通規制を実施 消防：住民への広報活動、避難誘導活動 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：道路管理者			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	予告された攻撃事態には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれていないものの、いつ発生するか明確になっていないことから、長時間の警戒が必要となる。			
地域の特性				
時期による特性	避難実施時はお昼前で学校も授業中であり、自動車交通量も多いことが考えられることから、住民の避難にも時間を要することが考えられる。 また、市全体への影響も含め市外への避難も想定しておく必要がある。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人

第3章 避難実施要領のパターン

うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	字翁長	字平良	〇〇市	
避難施設名	豊見城南高校	豊見城市立中央公民館	公共施設	
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他留意事項			県及び隣接市町村との協議が必要	
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	与根屋外運動場	国道331号（伊良波小学校近くバス停）	国道331号（市役所前）	-
所在地				-
連絡先（電話等）				-
連絡担当者				-
その他留意事項				-
6 避難手段				
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	スーパーハイデッカー、大型ハイデッカー等		
	台数	〇〇台（避難地区の人口に応じて）		
	輸送可能人数	1台あたり約50人		
	連絡先	協定締結バス会社		
輸送力の配分の考え方	-			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。		
	その他（入院患者等）	救急車両等		
7 避難経路				
避難に使用する経路	国道331号及び豊見城道路、県道249号線、7号線、68号線			
交通規制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）		
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があることや攻撃予告されている施設周辺の区間の交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				

第3章 避難実施要領のパターン

8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	字及び班	字及び班	字	-
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	-
	避難先	豊見城南高校	豊見城市中央公民館	市外公共施設	-
	集合時間	11:00	11:00	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇		字〇〇	
	輸送手段	徒歩		徒歩	
	避難経路	与根屋外運動場より国道 331 号 豊見城道路、県道 249 号線、7 号線、68 号線		国道 331 号	
	避難先	豊見城南高校		豊見城市立中央公民館	
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。			
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市の保有車両及び救急車両等を活用			
	避難経路	バス避難と同様の経路			
	避難先	豊見城南高校、豊見城市立中央公民館（必要に応じて社会福祉センター）			
	避難開始日時	12月2日（火）10:35			
	避難完了予定日時	-			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	一時避難場所（2箇所）、避難先施設前（2箇所）				
人数	一時避難場所：2×3名=6人、避難先施設前：2×4名=8人 計 14 人（市外への避難については、影響が市全体に及ぶことが想定された段階で行うものとする。）				
現地調整所	連絡要員を 2 名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職員（約 10 名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）				
時期	12月2日（火）11:30 開始				
場所	字〇〇				
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				

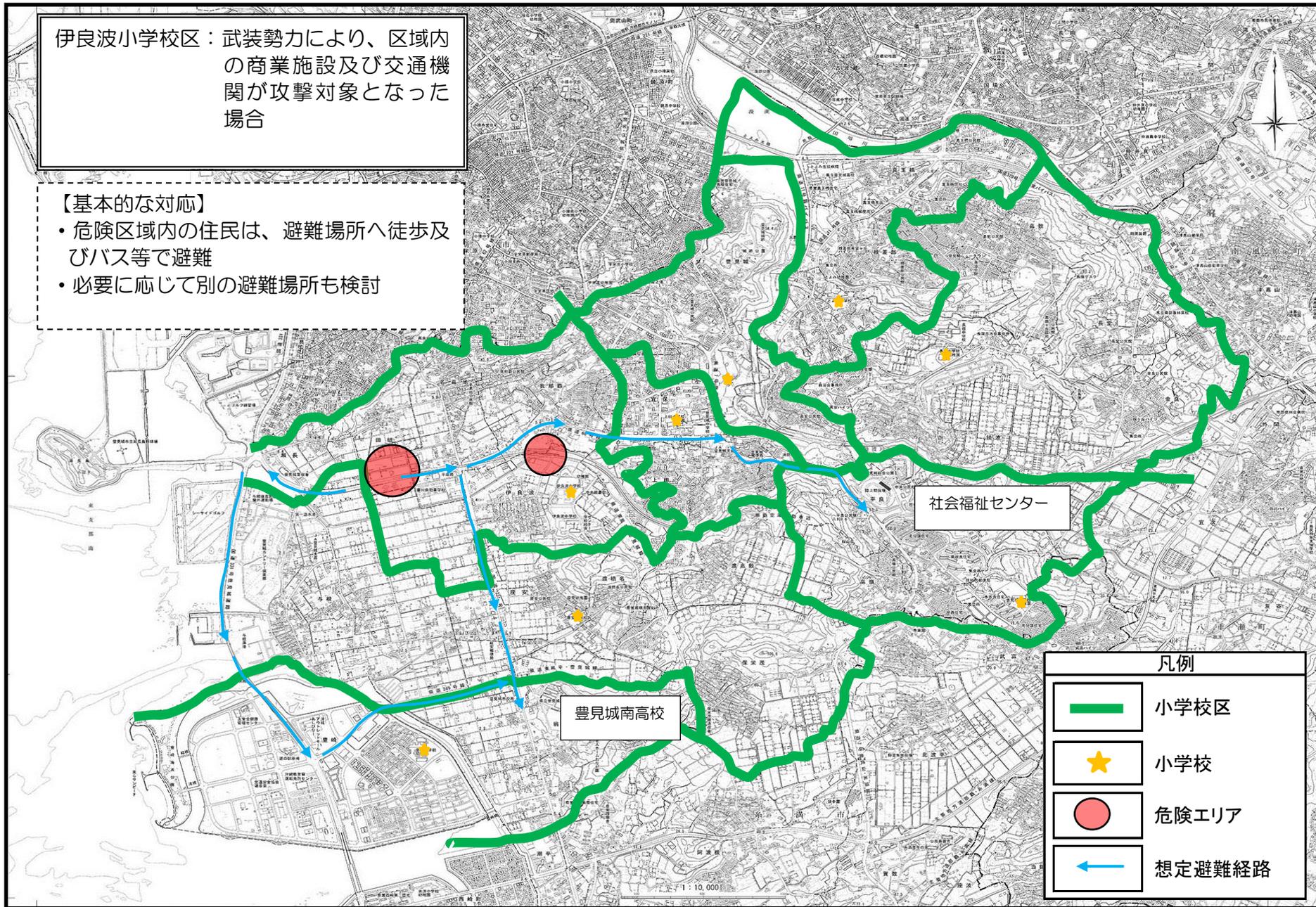
第3章 避難実施要領のパターン

終了予定日時	12月2日（火）15：00まで
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法	
食事時期	（避難施設にて提供）
食事場所	豊見城南高校、豊見城市中央公民館
提供する食事の種類	備蓄食料等
実施担当部署	-
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。	
隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難	
事態の特性	
いつ発生するか特定が困難なため、情報収集が重要であり、警戒も長時間になる可能性がある。	
また、被害の影響が市全域に及ぶことが想定される場合は、市外避難をはじめ、関係機関や隣接市町村との調整や住民の避難に時間を要することが考えられる。	
一時集合場所での対応	
-	
-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（心得・安全確保・服装等）	
職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。	
防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等へFAX等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
豊見城市	TEL：098-850-0024
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX：098-850-5343

伊良波小学校区：武装勢力により、区域内の商業施設及び交通機関が攻撃対象となった場合

【基本的な対応】

- 危険区域内の住民は、避難場所へ徒歩及びバス等で避難
- 必要に応じて別の避難場所も検討



凡例

- 小学校区
- ★ 小学校
- 危険エリア
- ← 想定避難経路

第3章 避難実施要領のパターン

【とよみ小学校区】 → 爆弾テロにより、とよみ大橋が破壊された事態

テロ組織により隣接市町村及び周辺地域で同時多発テロが発生し本市において、とよみ大橋が破壊され、死傷者がでている模様。周辺地域における死傷者の救護及び二次被害を避けるため、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
9月2日 18:00～	・周辺地域を含めた同時多発テロにより、とよみ大橋が破壊された。	・(18:30) 国及び県を通じ、隣接市町村及び周辺地域で同時多発テロ事案について、国が緊急対処事態に認定
18:30		・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始
18:45		・警察及び消防がとよみ大橋周辺の警戒・交通規制 ・消防が死傷者の救護にあたる ・市においても状況を把握、二次被害を防ぐため、住民の避難について検討・調整開始 ・県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始 ・市職員を現場へ派遣
19:00		・市が緊急対処事態対策本部会議を開催（死傷者の把握、二次被害を防ぐため付近住民の避難、自衛隊の派遣要請について検討）
19:30	・国から県に対し避難措置の指示	
19:45	・県から避難の指示	
20:00		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
21:00		・残留者への呼びかけ開始
22:00	・要避難地域の住民等の避難完了	

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（とよみ小学校区）

避難実施要領				
			豊見城市長 平成 年9月2日 20時00分現在	
屋内避難		・ 市内避難 ・	市外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：とよみ小学校区のとよみ大橋周辺地域（字〇〇）				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	9月2日（木）18：00			
発生場所	とよみ大橋			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	隣接市町村及びその周辺地域において同時多発テロが発生し、本市において、とよみ大橋が破壊され、多数の死傷者が出ている模様。			
今後の予測・影響と措置	二次被害を防ぐことから、安全が確認される半日から1日程度避難施設にとどまることも考慮することが必要			
気象状況	天候：曇り 気温：25℃ 風向：東 風速：3m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	字〇〇、字〇〇（二次被害の危険が及ぶ可能性のある範囲）			
避難先と避難誘導方針	字〇〇、字〇〇の住民を徒歩等で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	9月2日（木）20：00			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：とよみ大橋及びアクセス道路の交通規制を実施 消防：死傷者の救護、搬送、周辺の二次被害の警戒 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：道路管理者			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	市内及び周辺地域の大規模集客施設や交通機関における同時爆破テロであり、二次被害を防ぐとともに、引き続きテロへの警戒が必要である。			
地域の特性				
時期による特性	避難実施時は夜の帰宅時間のため、道路の混雑等も予想される。また、引き続きテロへの警戒が必要である。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	字高安	字饒波		

第3章 避難実施要領のパターン

避難施設名	とよみ小学校	長嶺小学校		
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他留意事項		必要に応じて		
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	-	とよみ小学校	-	-
所在地	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-
6 避難手段				
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	スーパーハイデッカー、大型ハイデッカー等		
	台数	〇〇台（避難地区の人口に応じて）		
	輸送可能人数	1台あたり約50人		
	連絡先	協定締結バス会社		
輸送力の配分の考え方	-			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。		
	その他（入院患者等）	救急車両等		
7 避難経路				
避難に使用する経路	県道11号線、市道35号線			
交通規制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）		
	規制場所	とよみ大橋（国道329号那覇東バイパス）及びアクセスする道路入口における交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区		字〇〇		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	字及び班	-	-
	輸送手段	徒歩	-	-
	避難先	とよみ小学校	-	-
	集合時間	20:30	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇		字〇〇
	輸送手段	徒歩		バス

第3章 避難実施要領のパターン

	避難経路	県道 11 号線、市道 35 号線
	避難先	とよみ小学校（必要に応じて長嶺小学校）
	避難完了予定日時	
	その他（誘導責任者等）	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	市の保有車両等を活用
	避難経路	徒歩避難、バス避難と同様の経路
	避難先	とよみ小学校（必要に応じて、長嶺小学校等を検討）
	避難開始日時	9月2日（木）20：00
	避難完了予定日時	-
8-2 職員の配置方法		
配置場所	一時避難場（1箇所）、避難先の学校前（2箇所）	
人数	一時避難場所：1×3名=3人、学校前：2×2名=4人、 交差点：2×2名=4人 計11人	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員・消防・警察職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	9月2日（木）21：00開始	
場所	字〇〇	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	9月2日（木）22：00まで	
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法		
食事時期	（避難施設にて提供）	
食事場所	とよみ小学校（長嶺小学校）	
提供する食事の種類	備蓄食料等	
実施担当部署	-	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等		
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
基本事項		
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。		
隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難		

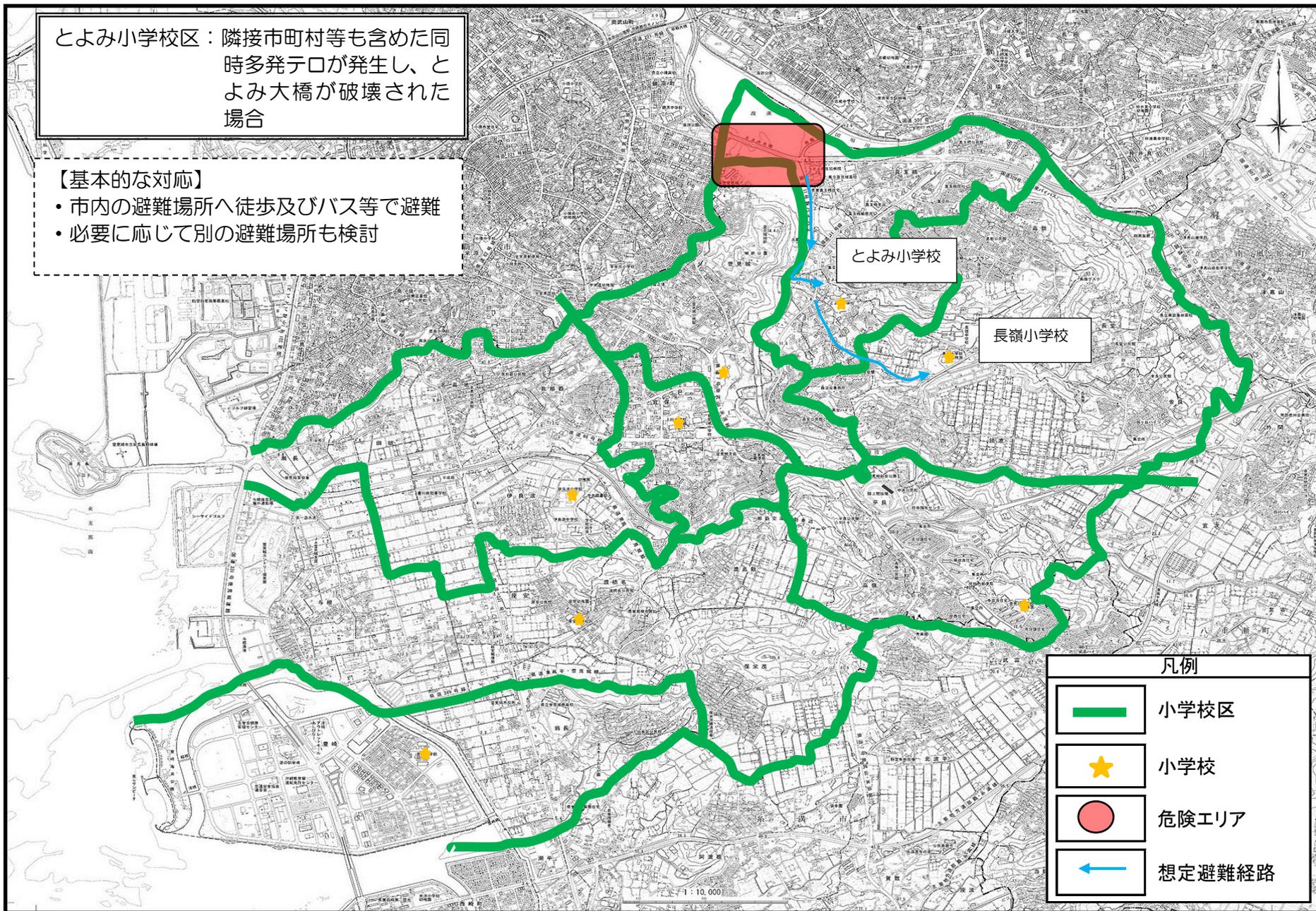
第3章 避難実施要領のパターン

	事態の特性	大量殺傷物質等が用いられている可能性はないものの、再度爆破テロが起きないか警戒が必要。
		橋梁部分の崩壊などの二次被害の危険がある。
	一時集合場所での対応	
		字の人口に対する、避難人員数（バス乗車数）の把握。
		冷静な行動を促すようにすることが重要。
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <p>職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</p> <p>防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。</p>		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法		防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長、当に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先		関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段		防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先		
豊見城市 国民保護／緊急対処事態対策本部		TEL：098-850-0024 FAX：098-850-5343

とよみ小学校区：隣接市町村等も含めた同時多発テロが発生し、とよみ大橋が破壊された場合

【基本的な対応】

- 市内の避難場所へ徒歩及びバス等で避難
- 必要に応じて別の避難場所も検討



凡例

- 小学校区
- ★ 小学校
- 危険エリア
- ← 想定避難経路

第3章 避難実施要領のパターン

【豊崎小学校区】 → 武装勢力等の侵攻の前提となる、航空攻撃等が行われる事態となった場合

ゲリラ、武装勢力の侵攻の前提として、隣接市町村の交通機関及び豊崎小学校区域の商業施設及び交通機関への攻撃の兆候があり、夕方頃（19時頃）行われることが確認されたことから、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする（基本的に「着上陸侵攻」の前段階であるため、国の方針を基に避難実施要領は記載することとするが、比較的事前の準備時間がある場合のゲリラ等による攻撃に準じて想定するものとする）。

■ 事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
3月2日 10:00～	・ゲリラ、武装勢力の侵攻の前提とした航空攻撃が隣接市町村及び本市の豊崎小学校区の商業施設及び交通機関へ行われることが確認された。	・国及び県を通じ、市内の施設が攻撃対象として計画されている内容を確認
11:00		・緊急事態連絡室を設置し、今後の必要な措置について検討を行う。
12:00		・攻撃対象として予告されている事案について、国が武力攻撃事態に認定
12:30		・国対策本部が避難措置の指示の検討開始 ・県対策本部が避難の指示の検討開始
13:00		・警察及び消防が豊崎小学校区内の商業施設及び交通機関周辺の警戒 ・市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 ・県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始 ・市職員を現場へ派遣
13:30		・市が緊急処理事態対策本部会議を開催（付近住民の避難について、市全域への影響の可能性、自衛隊の派遣要請などの想定について検討）
13:45	・国から県に対し避難措置の指示	
14:00	・県から避難の指示	
14:20		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
16:00		・残留者への呼びかけ開始
18:00	・要避難地域の住民等の避難完了	

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（豊崎小学校区）

避難実施要領				
			豊見城市長 平成 年3月2日 14時20分現在	
屋内避難		・ 市内避難		・ 市外避難
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：豊崎小学校区内の商業施設及び交通機関周辺の地区（字〇〇、字〇〇）				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	3月2日（日）10：00頃			
発生場所	-（攻撃計画のみ）			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	ゲリラ、武装勢力により、商業施設及び交通機関が攻撃対象となっていることが確認された。			
今後の予測・影響と措置	計画より19時頃が予想されており、対応に準備時間に多少の余裕はあるものの、着上陸侵攻の前提となる攻撃であることが高いことから、被害は市全域及び周辺市町村への影響も大きいものと考えられる。また、避難機関も長期間になる可能性もあることを考慮する必要がある。			
気象状況	天候：晴れのち曇り 気温：16℃ 風向：西 風速：5m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	字〇〇、字〇〇（商業施設及び交通機関周辺地区）			
避難先と避難誘導方針	字〇〇、字〇〇の住民を徒歩及びバス等で避難地域外へ避難させる（必要に応じて市外への避難も検討）。			
避難開始日時	3月2日（日）14：20			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	警察：攻撃対象として確認されている周辺における警戒活動 消防：住民への広報活動、避難誘導活動 県対策本部：市職員2名を派遣 現地調整所：市職員2名を派遣 その他関係機関：			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	攻撃事態には、大量殺傷物質等も含まれている可能性もあることや、攻撃による火災などの二次被害も懸念される。			
地域の特性				
時期による特性	避難実施時は休日で商業施設には多く人がいることが考えられることから、住民のみならず、買物客や観光客の避難も考慮しなければならず、避難にも時間を要することが考えられる。また、市全体への影響も含め市外への避難も想定しておく必要がある。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人

第3章 避難実施要領のパターン

うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	字宜保	字宜保	〇〇市町村	
避難施設名	上田小学校	豊見城中学校	公共施設	
所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他留意事項			県及び隣接市町村との協議が必要	
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	商業施設駐車場（〇〇前）	運転免許センター	国道 331 号（市役所前）	-
所在地				-
連絡先（電話等）				-
連絡担当者				-
その他留意事項			必要に応じて	-
6 避難手段				
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	スーパーハイデッカー、大型ハイデッカー等		
	台数	〇〇台（避難地区の人口に応じて）		
	輸送可能人数	1台あたり約 50 人		
	連絡先	協定締結バス会社		
輸送力の配分の考え方	-			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで市の保有車両等による輸送を行う。		
	その他（入院患者等）	救急車両等		
7 避難経路				
避難に使用する経路		国道 331 号及び豊見城道路、県道 249 号線、68 号線、市道 25 号線		
交通規制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）		
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があることや攻撃が計画されている施設周辺の区間の交通規制を行う。		
警備体制	実施者の確認	豊見城警察署		
	規制にあたる人数	〇〇人程度（協議により確認）		
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。		
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				

第3章 避難実施要領のパターン

一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	字及び班	字及び班	字	-
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	-
	避難先	上田小学校	豊見城中学校	市外公共施設	-
	集合時間	15:00	15:00	-	-
	その他(誘導責任者等)	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	字〇〇		字〇〇	
	輸送手段	徒歩		徒歩	
	避難経路	運転免許センターより国道331号、豊見城道路、国道331号、県道68号線		県道249号線、市道25号線	
	避難先	上田小学校		豊見城市中学校	
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他(誘導責任者等)	-	-	-	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。			
	避難行動要支援への支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施			
	輸送手段	市の保有車両及び救急車両等を活用			
	避難経路	バス避難と同様の経路			
	避難先	上田小学校、豊見城中学校(必要に応じて社会福祉センター)			
	避難開始日時	3月2日(火)14:20			
	避難完了予定日時	-			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	一時避難場所(2箇所)、避難先施設前(2箇所)				
人数	一時避難場所:2×6名=12人、避難先施設前:2×6名=12人 計24人(市外への避難については、影響が市全体に及ぶことが想定された段階で行うものとする。)				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	市職員・消防職員(約10名:誘導にあたらぬ職員から割り当て)				
時期	3月2日(日)16:00開始				
場所	字〇〇				
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時	3月2日(火)17:00まで				
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法					
食事時期	(避難施設にて提供)				

第3章 避難実施要領のパターン

食事場所	上田小学校、豊見城中学校	
提供する食事の種類	備蓄食料等	
実施担当部署	-	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等		
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	
	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。	
	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難	
	事態の特性	
	時間的には比較的余裕があるものの、避難時間も長期にわたる可能性がある。	
	また、被害の影響が市全域に及ぶことが想定される場合は、市外避難をはじめ、関係機関や隣接市町村との調整や住民の避難に時間を要することが考えられる。	
一時集合場所での対応		
	-	
	-	
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
(心得・安全確保・服装等)		
職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。		
防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等へFAX等により送付。	
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。	
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。	
12 緊急時の連絡先		
豊見城市	TEL：098-850-0024	
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX：098-850-5343	

豊崎小学校区：区域内の沿岸部に航空攻撃が行われる事態の場合

【基本的な対応】

- 危険区域内は、商業施設等も集積しているため、一時避難場所へ徒歩で避難するとともに市内の避難場所へバス等で避難
- 必要に応じて市外への避難も検討

上田小学校
豊見城中学校

凡例

- 小学校区
- ★ 小学校
- 危険エリア
- ← 想定避難経路

【ゆたか小学校区】 → 弾道ミサイルが区域周辺に着弾する可能性がある事態
(時間的余裕がない)

某国より弾道ミサイルが発射され(兆候含む)、ゆたか小学校区周辺において、2時間後程度で着弾もしくは上空を通過するおそれがあることが判明したことにより、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
4月15日 12:00～	・某国より弾道ミサイルが発射の兆候を確認	・(12:10) 弾道ミサイル発射について、国が武力攻撃事態に認定 ・着弾が予想される本市を含む地域に対し警報を発令した。
12:15		・国対策本部が避難措置の指示の検討 ・県対策本部が避難の指示の検討
12:20		・市においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 ・県と豊見城市が避難施設及び避難経路の協議開始
12:27	・国から県に対し避難措置の指示 ・県から避難の指示	
12:30		・市が武力攻撃事態対策本部会議を開催(着弾が予想される付近住民の避難について検討) ・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線を最大音量で鳴らし、住民に知らせる。
13:00		・残留者への呼びかけ開始
13:30	・要避難地域の住民等の避難完了	

第3章 避難実施要領のパターン

避難実施要領（ゆたか小学校区）

避難実施要領				
豊見城市長 平成 年4月15日12時30分現在				
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 5px;">屋内避難</div> ・ <div style="margin: 5px;">市内避難</div> ・ <div style="margin: 5px;">市外避難</div> </div>				
1 都道府県からの避難の指示の内容				
避難地域：豊見城市のゆたか小学校区周辺の地域を着弾もしくは通過する可能性				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	4月15日（水）12：00頃			
発生場所	弾頭ミサイルがゆたか小学校区へ着弾もしくは通過する可能性			
実行の主体	-			
事案の概要と被害状況	弾頭ミサイルがゆたか小学校区へ着弾もしくは通過する可能性 2時間程度で着弾、上空を通過する可能性			
今後の予測・影響と措置	対応に時間がないことから、屋内避難を呼びかけるとともに、安全を確認			
気象状況	天候：曇り 気温：15℃ 風向：西 風速：5m/s			
2-2 避難住民の誘導概要				
要避難地域	字〇〇、字〇〇（ゆたか小学校区）			
避難先と避難誘導方針	字〇〇、字〇〇の住民を徒歩で避難地域外へ避難させる。			
避難開始日時	4月15日（水）12：30			
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	防災行政無線等による屋内避難の呼びかけ			
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 （除染の必要性等）	弾頭には大量殺傷物質等を用いる計画は含まれているかわからないことから、情報収集を行う必要がある。			
地域の特性	-			
時期による特性	特にない			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	字〇〇	字〇〇	-	合計
避難者数計	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	-	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	-	-	-	-
避難施設名	-	-	-	-
所在地	-	-	-	-
収容可能人数（人）	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-
その他留意事項	-	-	-	-

第3章 避難実施要領のパターン

5-2 一時集合場所					
一時集合場所名	-	-	-	-	
所在地	-	-	-	-	
連絡先（電話等）	-	-	-	-	
連絡担当者	-	-	-	-	
その他留意事項	-	-	-	-	
6 避難手段					
輸送手段	バス ・ 徒歩 ・ その他（ ）				
輸送手段の詳細	種類（車種等）	-			
	台数	-			
	輸送可能人数	-			
	連絡先	-			
輸送力の配分の考え方	-				
その他輸送手段	避難行動要支援者	-			
	その他（入院患者等）	-			
7 避難経路					
避難に使用する経路		-			
交通規制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
警備体制	実施者の確認	-			
	規制にあたる人数	-			
	規制場所	-			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	-	-	-	-
	輸送手段	-	-	-	-
	避難先	-	-	-	-
	集合時間	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	各自			
	輸送手段	徒歩			
	避難経路	-		-	
	避難先	自宅内及び近傍の堅牢な施設（公共施設等）			
	避難完了予定日時	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	-	-	-	-
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	豊見城市避難行動要支援者避難支援プランに基づき個別に設定。			

第3章 避難実施要領のパターン

避難行動要 支援者等の 避難方法	避難行動要 支援者への 支援事項	避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施
	輸送手段	必要に応じて市の保有車両を活用（原則は自宅内）
	避難経路	-
	避難先	自宅及び近傍の堅牢な施設
	避難開始日 時	4月15日（水）12：30
	避難完了予 定日時	-
8-2 職員の配置方法		
配置場所	-	
人数	-	
現地調整所	連絡要員を2名配置	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	市職員・消防職員（約10名：誘導にあたらぬ職員から割り当て）	
時期	4月15日（水）13：00開始	
場所	字〇〇	
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ	
措置	残留者に対し避難するよう求める。	
終了予定日時	4月15日（水）13：30まで	
8-4 避難誘導時の食料の支援提供方法		
食事時期	-	
食事場所	-	
提供する食事の 種類	-	
実施担当部署	-	
8-5 追加情報の伝達方法		
防災行政無線、広報車、携帯電話等		
9 避難時の留意事項（主に住民）		
自宅から避難する場合の留意事項		
	基本事項	-
	事態の特性	大量殺傷物質等が用いられている可能性も含めて対応を検討するとともに、関係機関からの情報収集が必要。
一時集合場所での対応		
-		
10 誘導に際しての留意事項（職員）		
（心得・安全確保・服装等）		

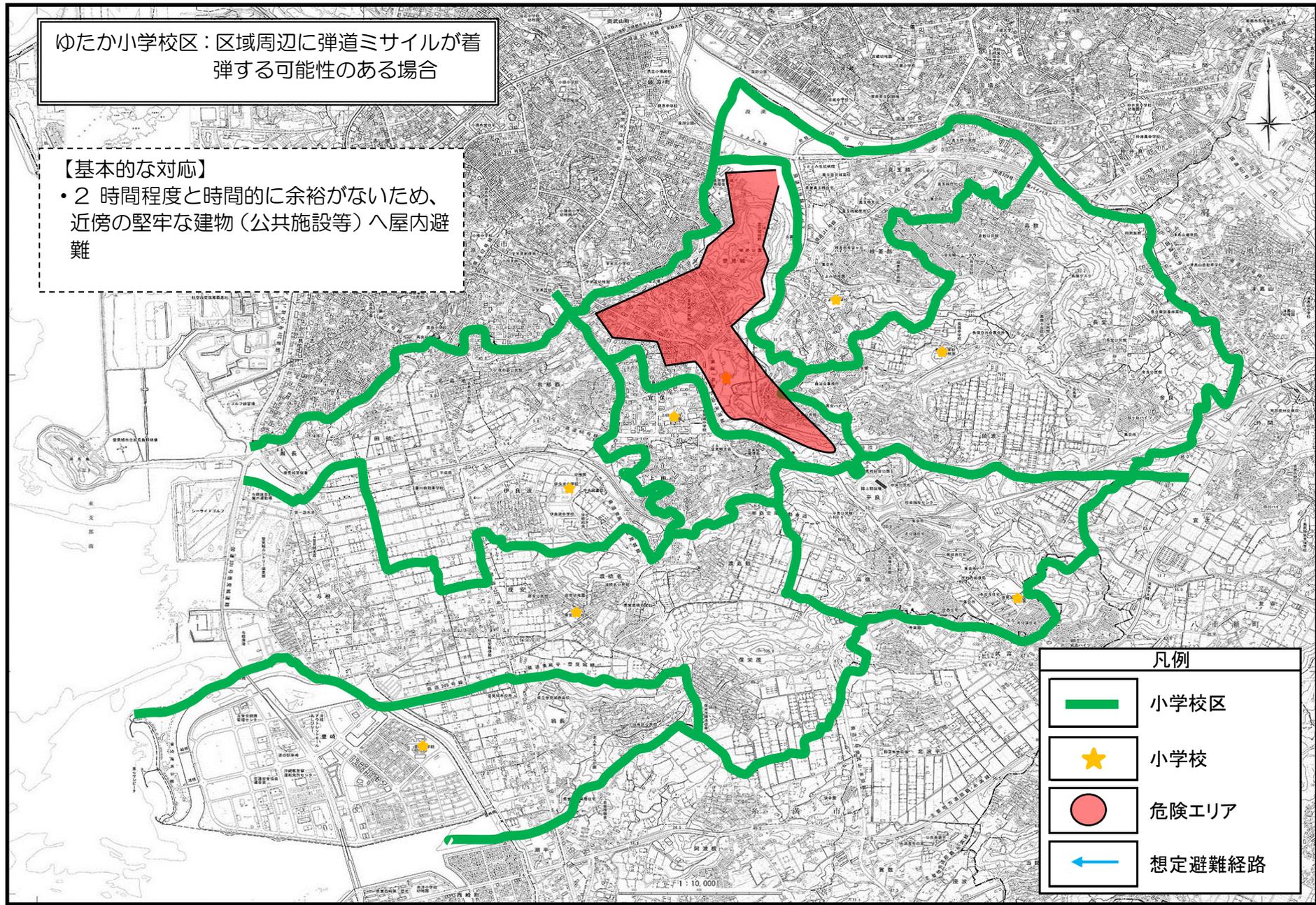
第3章 避難実施要領のパターン

職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 防災活動服、腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解をもとめること。	
1 1 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段	防災計画で定められているとおりとする。
1 2 緊急時の連絡先	
豊見城市 国民保護／緊急処理事態対策本部	TEL : 098-850-0024 FAX : 098-850-5343

ゆたか小学校区：区域周辺に弾道ミサイルが着弾する可能性のある場合

【基本的な対応】

- 2 時間程度と時間的に余裕がないため、近隣の堅牢な建物（公共施設等）へ屋内避難



凡例

	小学校区
	小学校
	危険エリア
	想定避難経路

第4章 避難実施要領作成の留意事項

第4章 避難実施要領作成の留意事項

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、市中心部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導のあり方はことなり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することになる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がない場合においては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政機関の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導にあたっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

第4章 避難実施要領作成の留意事項

- 避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聞くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市国民保護対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に迅速に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現場調整所を設けて、活動調整にあたることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが必要である。また、現地調整所の職員は、市国民保護対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- 国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供のあり方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導にあたっては、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭におき、住民に対して必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

第4章 避難実施要領作成の留意事項

- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要である。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC 攻撃のように、NBC による汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 避難行動要支援者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者等への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者への支援措置を講じていくことが適当と考えられる。
 - (1) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「(仮称) 避難行動支援等委員会」の設置
 - (2) 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - (3) 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - (4) 一人ひとりの避難行動要支援者のための「避難支援プラン」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車イスや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

5 安全かつ規律を保った避難誘導

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。

第4章 避難実施要領作成の留意事項

- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになることから、誘導にあたる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的に余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

第4章 避難実施要領作成の留意事項

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず、近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たし得る。
- 例えば、市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- こうした取り組みを行う民間企業を PR することなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般的に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個人個人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ発生現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し、被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動がとられるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。